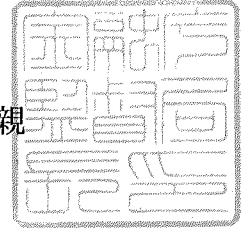


金 監 第 1968 号  
平成 26 年 8 月 27 日

一般社団法人日本損害保険代理業協会  
会長 岡部 繁樹 殿

金融庁監督局長 森 信親



### 個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底についての要請

個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、個人情報保護法に基づき、個人情報を取り扱う全ての事業者にとっての極めて重要な義務として、適正な取扱いが求められています。

金融庁としては、これまでも、金融機関における個人情報保護の取組の向上に向け、金融機関が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針として「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」を策定しています。

今般、多数の個人情報が漏えいするという事案などが発生し、多くの国民に不安を与えているところです。ついては、金融機関における顧客情報の管理の重要性に鑑み、貴協会におかれては、傘下金融機関に対し、下記を周知徹底いただくよう宜しくお願いします。

### 記

個人情報の取扱いについて、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」等に基づき、以下の措置を講ずること。

1. 安全管理措置（特に個人データへのアクセスの管理等の措置）
2. 委託先及びその先に関与する事業者の監督
3. 外部からの適正な個人情報の取得